

北 技 保 第 7 5 号  
令 和 3 年 6 月 4 日

一般社団法人北海道バス協会会長 殿

北海道運輸局自動車技術安全部長  
(公印省略)

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、国土交通省自動車局安全政策課長から別添のとおり通達があったので  
了知されるとともに、貴協会の傘下会員に対し周知願います。

なお、本通達を北海道運輸局のホームページに掲載したことを申し添えます。

(参考)

北海道運輸局ホームページ>自動車>自動車の保安>9. 保安関連通達等

<http://www.tb.mlit.go.jp/hokkaido/bunyabetsu/jidousya/hoan/index.html>

国自安第23号の2

令和3年6月4日

北海道運輸局自動車技術安全部長 殿

自動車局安全政策課長

( 公 印 省 略 )

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、別添のとおり公益社団法人日本バス協会あて通知したところであるが、貴局におかれても管内関係事業者に対し周知徹底を図るとともに、輸送の安全確保の徹底に万全を期されたい。

国自安第23号

令和3年6月4日

公益社団法人日本バス協会 会長 殿

国土交通省自動車局

安全政策課長

貸切バスの運行を再開する際の安全確保の徹底について

標記について、新型コロナウイルス感染症の影響拡大により著しく需要が減少している中、運転者がバスの運転業務から離れていることによる運転技能の低下や、車両の定期点検の未実施等、輸送の安全が確保されているかが懸念されます。

ついては、輸送の安全確保の徹底を図るため、貴会会員に対し、下記について周知徹底をお願いします。

記

1. 事業者は、運行管理者に対して確実な点呼の実施、乗務員の健康状態の把握等運行管理業務を適切に実施するよう徹底すること。
2. 運行管理者は、一定期間運転業務から離れている運転者が運転業務を行う前には、運転者に対して実技等による指導及び監督を実施した上で運転業務を再開させること。
3. 事業者は、車両の点検整備を確実に実施すること。